

旭町中学校 いじめ防止基本方針



1 基本的な考え方

いじめは、いかなる理由があっても、絶対に許されない行為です。本校では、すべての生徒が安心して学び、心豊かに成長できる学校づくりを目指し、「いじめを許さない」という明確なメッセージのもと、いじめの未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に努めます。

本校のすべての教職員は、生徒一人ひとりの人権を尊重し、保護者・地域社会と連携しながら、いじめの根絶に向けて全力で取り組みます。

2 いじめの定義

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)に基づき、いじめを「一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為により、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの」と捉えます。なお、インターネットやSNS等を通じて行われるものも、いじめに含まれます。

3 いじめ防止の取り組み

(1) 未然防止

- ① 年2回の人権強調月間を通じた、人権意識の醸成。
- ② 学級経営や日常の関わりを通じた、生徒と生徒、生徒と職員との信頼関係の構築。
- ③ 情報ネットモラル教育の推進。

(2) 早期発見

- ① 全職員による、日頃からの観察、気になる変化の情報共有。
- ② 記述アンケート調査の実施。(年4回)
- ③ 校内の相談窓口の設置と周知。(校長室・保健室・各教科準備室)
- ④ 生徒等からの情報提供を受けやすい、相談体制の整備。

(3) 早期対応

- ① いじめ対策委員会を設置し、組織で対応する。いじめ対策委員会は、校長を中心に、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員で構成する。必要に応じて、スクールカウンセラーや地域の専門機関等を加えるなど、実態に応じて柔軟に構成する。また、必要に応じて、いじめ対策小委員会を設置する。
- ② いじめの疑いがある場合には、迅速に事実確認と状況把握を行う。
- ③ いじめを受けた生徒の安全確保と心のケアを最優先に行うとともに、いじめを行ったとされる生徒への指導、関係生徒への支援、再発防止策を組織的に実施する。

④ 保護者への丁寧な説明を行い、連携を重視して対応する。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることに加え、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認されている状態をいいます。なお、相当の期間については、少なくとも3か月を目安とします。解消したと判断した後も、継続して見守りを行います。

4 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は、いじめの未然防止、早期発見、事案への対応、対応後の見守り、再発防止策の検討、本方針の点検・見直しを行います。

5 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、速やかに学校設置者である教育委員会に報告し、「いじめ重大事態」として適切に対応します。なお、不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安としますが、30日に達する前であっても、いじめが要因と考えられる場合には、早期に教育委員会と情報共有・協議を行います。また、生徒又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

重大事態に該当すると判断した場合には、学校または学校設置者の下に、公平性・中立性に配慮した調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。また、調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適切に情報提供を行います。

6 相談体制と情報の取り扱い

生徒・保護者からのいじめに関する相談は、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等、学校職員であれば、誰にでも伝えることができます。

相談内容やプライバシーは適切に管理し、相談したことによって不利益が生じることはありません。

7 保護者・地域の皆さまへ

いじめを防ぐには、学校・家庭・地域が共に子どもを見守る協力体制が必要です。日頃からの子どもの様子への関心、悩みの早期キャッチ、学校への積極的な情報提供にご協力をお願いいたします。ともに、「いじめのない学校づくり」を進めてまいりましょう。

*本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、本校の実情に応じて策定したものです。必要に応じて見直しを行い、継続的な改善を図ります。

*QRコードから相談することもできます。

LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」

